

- 1 会議名 議会運営委員会
2 日 時 令和2年8月20日(木)
開会 午前 9時30分
閉会 午前10時36分
3 場 所 正・副議長応接室
4 出席委員 (委員長) 須藤智子、(副委員長) 大野慎治
(委員) 谷平敬子、井上真砂美、榎谷規子
5 欠席委員 なし
6 出席議員 梅村均議長、鬼頭博和副議長、水野忠三議員
7 説明員 行政課長 佐野剛
8 事務局 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕
9 委員長あいさつ
10 議長あいさつ
11 協議事項

(1) 9月定例会について

①議案の上程について

行政課長：資料に基づき説明

報告3件、人事案件1件、条例の一部改正2件、令和2年度補正予算4件、令和元年度決算認定7件、道路線廃止・認定1件ずつ、規約変更1件の計20件の付議事件と確認した。

【質疑】

質疑なし。

②会期の確認について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

会期(案)のとおり議会に諮るものと決した。

【質疑】

大野副委員長：第5次総合計画検討特別委員会は23日の午前10時から午後3時頃までと聞いている。

須藤委員長：全員協議会は18日開催でよろしいか

梅村議長：18日午前10時開催でお願いします。

須藤委員長：同日午後1時10分に議会基本条例推進協議会の開催である。

大野副委員長(公共施設再配置検討協議会会長)：9月に公共施設再配置検討協議会は開催しない。

議会事務局長：議会広報委員会の予定はどうか。

大野副委員長：正・副委員長の了解を得なければならないが、第5次総合計

画検討特別委員会の終了後が妥当と考える。委員の皆様のご理解を得たい。場合によっては、財務常任委員会が早めに終わったらと考えるが、正・副委員長と相談したうえで定例会初日に報告ができればと考える。いずれにせよ正・副委員長に相談する。しかし一般質問が終了した後の方が良いと思う。

梅村議長：サポーターの声について、議会広報委員会で回答を作成してほしいものもあるので、議会基本条例推進協議会開催後に議会広報委員会を開催してほしいという希望もある。23日がふさわしいかと考える。

議会事務局長：代表監査委員への質疑通告のため、代表監査委員には議案質疑初日に出席いただいているが、その日の代表監査委員の都合により早くても午前10時30分にしか出席できないと聞いているので、ご配慮いただきたい。

須藤委員長：調整しながら進められたい。

③議案精読時間について

10分間と決した。

【質疑】

質疑なし。

④一般会計・特別会計決算審議での質疑区分について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

資料のとおりと決した。

【質疑】

質疑なし。

⑤代表監査委員への質疑通告について

議会事務局統括主査：例年、議会運営委員会の中で通告の期限を確認してから議員のみなさんへ通知文を出している。慣例から、初日8月26日（水）午後5時が通告の期限となっている。議会運営委員会です承されれば本委員会が終わり次第、通知したい。通告書は議会事務局に書式があるので、事務局にてお渡しする。公共下水道事業会計については、特別会計から外れ、上水道事業会計決算審査意見書に併せて質疑通告書（2）で通告いただきたい。併せてお諮りする。

代表監査委員への質疑通告の期限を定例会初日午後5時と決した。また、質疑通告書についても資料のとおり、質疑通告書（2）を改めることに決した。

【質疑】

質疑なし。

⑥決算証書類審査について

議会事務局統括主査：例年、初日は午前10時から午後5時まで。2日目は午前9時から午後5時まで。最終日は午前9時から午後4時まで。資料請求は最終日の正午までとなっている。併せてお諮りする。

説明のとおり実施するものと決した。

【質疑】

質疑なし。

⑦一般質問発言順序について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

13名の議員から一般質問の通告があり、初日は5人、2日目及び3日目は4人ずつ一般質問を行うものと決し、一般質問の順序はくじにより次のおりと決した。

9月15日（火）

榊谷規子議員、片岡健一郎議員、木村冬樹議員、鬼頭博和議員、水野忠三議員

9月16日（水）

井上真砂美議員、堀 巖議員、須藤智子議員、関戸郁文議員

9月17日（木）

黒川武議員、谷平敬子議員、宮川 隆議員、大野慎治議員

【質疑】

質疑なし。

⑧請願及び陳情について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

本日時点において、9月定例会で取り扱うべき請願・陳情の提出については、請願1件であることを確認した。

【質疑】

質疑なし。

⑨その他

（傍聴に係る新型コロナウイルス感染症対策について）

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

3月及び6月定例会での議会運営における感染症対策を確認し、継続することに決した。

【質疑】

大野副委員長：議会サポーターは多くの委員会を傍聴されるが、その都度カード記入は不要ではないか。数名であるので、会議を傍聴されていること

を確認すれば事足りるかと思われる。また、財務常任委員会の際に第1委員会室は控室として使用できるか。

議会事務局統括主査：9月7日の総務・産業建設常任委員会に始まり、財務常任委員会の最終日である9月14日の正午までは確保した。9月14日の午後のみ確保できなかった。

梅村議長：初日の議案の提案説明であるが、副市長から決算の説明は簡潔なものとしたいと聞いている。総括の内容の説明に留めるということであった。時間としては15分程度のものである。

梅村議長：初日は市制50周年記念のポロシャツ着用でお願いしたい。

榊谷委員：その日は一日中の着用か。

梅村議長：本会議中は散会するまではお願いしたい。執行機関の皆様にもポロシャツ着用についてお願いします。

(2) 委員会室用ビデオカメラ一式について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

予算科目を起こして、予算流用のうえ、購入するものと決した。

【質疑】

大野副委員長：見積りを何社か徴取しているが、業者はここで決まりか。

議会事務局統括主査：この見積りは、予算としていくら確保する必要があるのかという判断基準であるため、この後に入札を行う必要がある。

梅村議長：購入が9月議会の常任委員会に間に合わない場合もあるであろう。

これまで委員会録画配信の準備として個人のカメラで撮影を行ったが、9月定例会においても実施したい。

(3) 岩倉市議会議員防災服等貸与規程について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

資料のとおり、決裁を経て公布するものと決した。

【質疑】

須藤委員長：長靴はどうか。

議会事務局統括主査：議員によって長靴の保有の有無に違いがあるようだ。

少なくとも先の改選時において議員に初当選された方には行き渡っていない。

大野副委員長：貸与管理簿があるがどうするか。規程が施行された時点で記載する必要があるか。

議会事務局統括主査：例規審査委員会においても議論となった。公布日が施行日となるため、この訓令の公布日を貸与年月日として、今後、管理するという結論であった。

大野副委員長：管理簿にこんなに行はいらないのでは。

議会事務局統括主査：ほとんど必要性はないかと思われるが、防災服の破損等によりこれ以上は使えないということがあり得るので、その際の新たな貸与が必要になる場合もある。有事の際の議長のもとでの活動中に破損するような場合を想定する。

大野副委員長：第4条（届出）は「損傷又は紛失の際は議長に届け出なければならぬ」としているが、再貸与とか書かれていないがどうか。

議会事務局統括主査：この貸与規程は、如何なる時も議員は貸与品を貸与されていなければならず、相応の理由により損傷したり、紛失した際には、その事実を届け出ていただくことで、新たに貸与品を準備しなくてはならないという解釈の規程である。議員は貸与品を常備していただく必要がある。ただし、第5条に規定するように故意や過失で損傷や紛失した場合は議員個人において賠償しなくてはならない。この点は近隣市議会の防災服の貸与に関する規程と同様である。

（4）慣例及び実例集について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

改選時は最新の「岩倉市議会慣例及び実例集」を議員へ配付することとし、その後の改訂の際は、改訂版として朱書きにより訂正した箇所がわかる状態で本日付けにて議員配付することに決した。

【質疑】

各委員：（字句の訂正についての意見有り）

（5）その他

大野副委員長：本会議放映や委員会放映に関して、議会広報委員会で委員会放映の要綱（案）を作成したい。

梅村議長：本会議の録画配信もこれまでになく、運用してきている。

大野副委員長：委員会放映を機に要綱で明らかにしていきたい。

12 その他

榊谷委員：新型コロナウイルス感染症対策支援特別委員会の開催をお願いする。

梅村議長：意見書のこともあるので、本会議初日散会後はどうか。開会日前は各議員が多忙と考える。

榊谷委員：市に対する要望書の提出は考えられていないか。

梅村議長：要望書までは考えていないが、各議員のもとへ市民からお尋ねなどあるかと思う。対策本部から現状把握など行いたいと思うがどうか。

須藤委員長：初日散会後の午後に特別委員会を開催する。

